



(様式1-4②)

南三陸町復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等(宮城県(都道)交付分)

省庁名:国土交通省

平成24年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業の種類		事業番号	事業名	(市町村名)地区名施設名	事業実施主体	当該年度の事業概要	基本国費率(a)	当該年度(*)			年度間調整額(該当する場合のみ記載)		備考
	基幹事業	効果促進事業等							交付対象事業費(b)	交付対象事業費のうち、特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額(c)	うち交付金交付額基幹事業の場合(d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合(d)=0.8c	年度間調整額(国費)(e)	調整後の交付金交付額(f)=d-e	
○			D-1-1	道路事業(市街地相互の接続道路)	(国)398号(志津川工区)	県	津波により壊滅的な被害を受けた地域等における復興計画内の高台等市街地相互の接続道路に関する設計、用地買収、工事を行う。	0.55	350,000	350,000	271,250			
○			D-1-2	道路事業(市街地相互の接続道路)	(国)398号(戸倉工区)	県	津波により壊滅的な被害を受けた地域等における復興計画内の高台等市街地相互の接続道路に関する設計、用地買収、工事を行う。	0.55	600,000	600,000	465,000			
○			D-1-3	道路事業(市街地相互の接続道路)	(国)398号(波伝谷工区)	県	津波により壊滅的な被害を受けた地域等における復興計画内の高台等市街地相互の接続道路に関する設計、用地買収、工事を行う。	0.55	500,000	500,000	387,500			
○			D-1-4	道路事業(市街地相互の接続道路)	(国)398号(長清水)	県	津波により壊滅的な被害を受けた地域等における復興計画内の高台等市街地相互の接続道路に関する設計、用地買収、工事を行う。	0.55	50,000	50,000	38,750			
○			D-1-5	道路事業(市街地相互の接続道路)	(一)清水浜志津川港線(清水浜荒砥)	県	津波により壊滅的な被害を受けた地域等における復興計画内の高台等市街地相互の接続道路に関する測量、設計、用地買収、工事を行う。	0.55	50,000	50,000	38,750			
○			D-1-6	道路事業(市街地相互の接続道路)	(一)志津川登米線(塩入)	県	津波により壊滅的な被害を受けた地域等における復興計画内の高台等市街地相互の接続道路に関する測量、設計、用地買収、工事を行う。	0.55	150,000	150,000	116,250			
○			D-1-7	道路事業(市街地相互の接続道路)	(一)泊崎半島線(泊崎他)	県	津波により壊滅的な被害を受けた地域等における復興計画内の高台等市街地相互の接続道路に関する測量、設計、用地買収、工事を行う。	0.55	150,000	150,000	116,250			
								合計額	1,850,000	1,850,000	1,433,750			

都道県名	宮城県	担当部局名	土木部	担当者氏名	若林
市町村名	南三陸町	電話番号	022-211-3108	メールアドレス	wakabayashi-ma412@pref.miyagi.jp

(注)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画内の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注)「年度間調整額(国費)(e)」は前年度に制度要綱第1の7の④に該当し、様式3を提出した場合に、様式3の翌年度交付額調整額を記載する。

(注)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合には、(\*)の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。